

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱

(平成30年3月14日告示第22号)

改正 令和5年3月14日告示第30号 令和7年11月21日告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の維持及び発展に向け、畜産農家をはじめとした地域の関係者が連携して、地域全体の収益力を向上させる体制を構築し、その計画及び目標の達成を目指すための取組を支援するため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）及び千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱（平成27年7月8日畜第451号）に基づいて行う事業に対し、予算の範囲内において富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、事業の取組主体が市内で畜産を営む経営体であり、国要綱第4の1の(1)で規定する畜産クラスター協議会（以下「補助対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。
(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
(交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため必要があるときは、規則第7条の規定により条件を付するものとする。
(変更等の承認)

第7条 第5条の規定により補助金の交付を受けた補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（別表に定める重要な変更に限る。）又は、補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第12条の規定により事業の状況を報告しようとする場合は、当該補助金の決定に係る年度の12月31日現在の実施状況について当該年度の1月15日までに、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金遂行状況報告書（別記第5号様式。以下「状況報告書」という。）により報告しなければならない。

2 前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図る上で市長が必要と認める場合は、補助事業者は状況報告書を別途提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金実施報告書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けて補助金の額を確定したときは、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、規則第18条の規定により補助金の交付の請求をしようとする場合は、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を提出しなければならない。

(概算払請求)

第12条 補助事業者は、規則第19条の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金概算払請求書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 当該目的以外の用途に使用したとき。

(帳簿及び書類の備付け)

第14条 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月21日告示第134号)

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 (第3条、第7条関係)

補助対象経費	補助金の額	重要な変更
千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱及び同実施要領による。	左欄の事業を行うのに要する経費の2分の1に相当する額以内の額(千円未満切捨て)	1 事業費の30%を超える増減又は国庫補助金の増 2 事業の中止又は廃止 3 事業実施地区の変更 4 事業実施主体及び取組主体の変更 5 成果の目標の変更

別記

第1号様式（第4条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付申請書

年 月 日

富里市長

様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 補助金額 円

2 事業の目的、内容及び計画
別紙のとおり

第1号様式 別紙

第1 事業の目的

第2 事業の内容

1 事業費

事業実施 主体名	取組 主体名	取組内容	対象畜種・ 作物等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、 規格、能力等)	事業費	負担区分				備考
						県費		市町村費	その他	
						国庫分	県分			
					円	円	円	円	円	
		小計	事業費							
			附帯事務費							
		小計	事業費							
			附帯事務費							
合計				事業費						
				附帯事務費						
				計						

注 1 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を記入すること。

2 備考欄には、取組主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

2 附帯事務費

事業内容	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	補助事業に 要する経費 (又は要した 経費)	負担区分			備考	
			県費		市町村費 (C)		その他 (D)
			国庫分 (A)	県分 (B)			
	円	円	円	円	円	円	
合計							

注 1 事業内容欄は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについての別表第2に基づく附帯事務費の用途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入するものとする。

第3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

第4 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
県補助金の内訳	国庫分				
	県分				
市町村費					
その他					
合計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (1) 事業費 (2) 附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

注 備考の欄に事業ごとに減額した消費税仕入控除税額を記入すること。

3 添付

- (1) 実施設計書
- (2) 実績報告書の場合、出来高設計書（施設整備の場合）
- (3) その他知事が指示した資料

第2号様式（第5条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで交付の申請のあった富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金について、下記のとおり決定したので、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 交付条件

第3号様式（第7条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

年 月 日付け指令第 号で補助金交付の決定のあった富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 事業内容（第1号様式に準ずる。）

備考 添付資料については、交付申請に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

第4号様式（第7条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金
変更（中止・廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで変更承認申請のあった富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、下記のとおり承認したので、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認の内容
- 2 変更前の補助金の額 円
- 3 変更後の補助金の額 円
- 4 変更増減額 円

第5号様式（第8条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

富里市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

年 月 日付け指令第 号で補助金の交付決定のあった富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
1 畜産・酪農 収益力強化整備等特別対策事業 (1) 事業費 (2) 附帯事務費	円	円	%	円	%	

注「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

第6号様式（第9条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

年 月 日付け指令第 号で補助金の交付決定のあった富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、下記のとおり実施したので、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 添付書類（第1号様式に準ずる。）

備考

- 1 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第7号様式（第10条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で実績報告のあった富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金について、下記のとおり確定したので、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 条件

第8号様式（第11条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

㊟

年 月 日付け達第 号で額の確定のあった富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C) = (A) - (B)	備 考
1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (1) 事業費 (2) 附帯事務費	円	円	円	

第9号様式（第12条関係）

富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

富里市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

㊟

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定のあった富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を、富里市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

区 分	交付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (B)		残 高 (A)-(B)=(C)		事業完了 予定 年月日	備考
		金額	出来高	金額	月 日 まで 予定 出来高	金額	月 日 まで 予定 出来高		
1 畜産・酪農収 益力強化整備等 特別対策事業 (1) 事業費 (2) 附帯事務費	円	円	%	円	%	円	%		